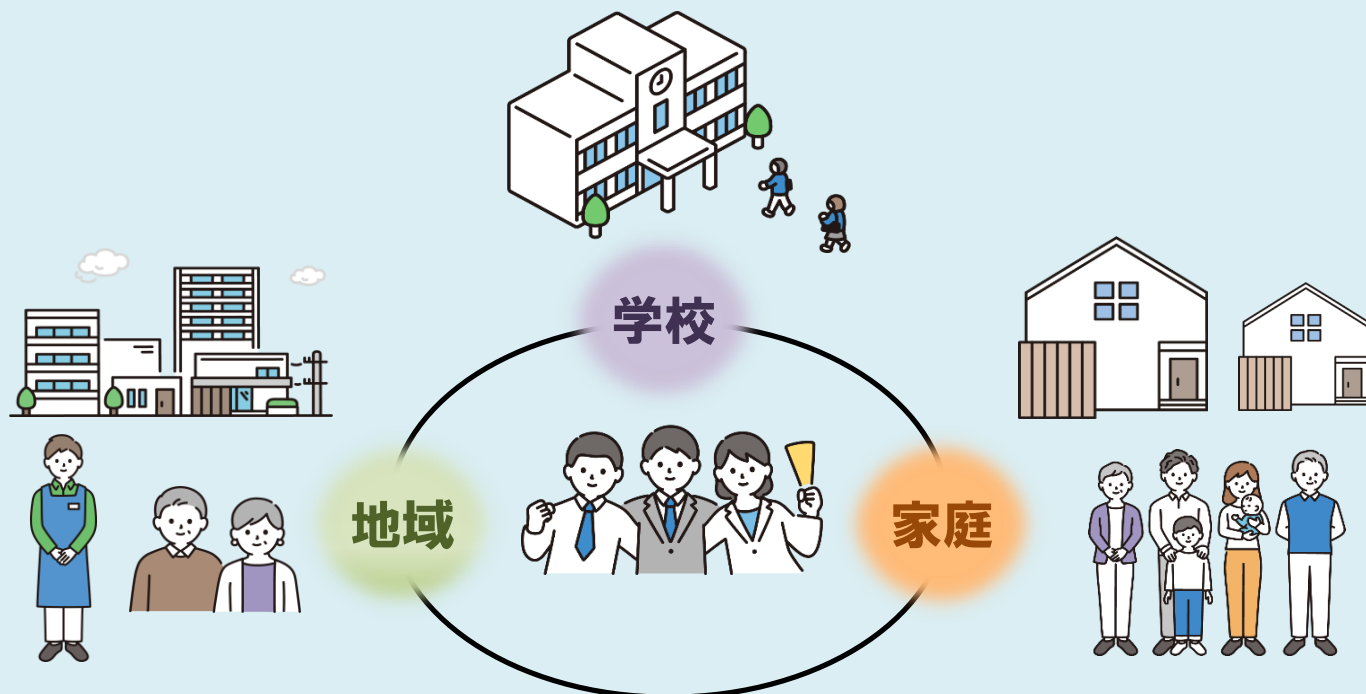


世田谷区 学校を地域で支えるしくみ



学校を地域のみんなで支える

学校・家庭・地域が手を取り合い、ともに子どもを育てるために、世田谷区教育委員会では、以下の制度を総称して「学校を地域で支えるしくみ」としています。

学校運営委員会

学校運営に関する基本方針の承認や学校の課題や悩み事の検討等をしていく「学校運営委員会」制度の指定(導入)を、平成17年度に開始し、平成25年度に全ての小・中学校が「地域運営学校」^(※1)となりました。^(※1)学校運営委員会を設置している学校を地域運営学校といいます

学校支援地域本部

学校の依頼に応じ、学校の教育活動を支援するためにボランティアや団体などとの調整を行う「学校支援地域本部」の導入を、平成27年度に開始し、令和3年度より全ての小・中学校で導入しています。

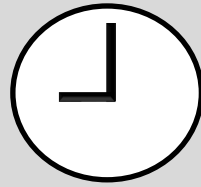
学校協議会

学校と家庭・地域、関係するさまざまな機関との連携と、協力を強化することを目的として、平成9年度に「学校協議会」を設置しました。

その他の制度

関連する制度として、学校評議員や学校関係者評価委員会があります。

裏面では、それぞれのしくみについて、くわしくご紹介しています。



区立小・中学校 地域運営学校



校長

意見、承認等

相談等

調整

依頼

世田谷区
学校を地域で支えるしくみ

学校運営委員会

学校運営委員会が設置されている学校を「地域運営学校」と呼びます。

法律に基づき、校長が作成した学校運営に関する基本方針の承認や、学校の課題や悩み事の解決に向けた検討等、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体の機関です。

学校運営委員会の設置により、地域とのつながりを維持・発展するとともに、先生の負担軽減が期待できます。

地域住民、保護者、就学予定の幼児・児童の保護者、卒業生、有識者、校長等で構成されています。

校長以外の学校運営委員は区の非常勤職員です。

区での名称は、以下の「国の呼称」にあたります。

区での名称	国の呼称
学校運営委員会	学校運営協議会
地域運営学校	コミュニティ・スクール

学校支援地域本部

学校支援コーディネーター

依頼

調整



ボランティア団体等

学校の依頼に応じて、学校の教育活動を支援するしくみです。教育委員会が委嘱した学校支援コーディネーターが、依頼を受けて学校とボランティア団体等のコーディネート（調整）を行います。

授業の補助、自学自習等の支援、図書の読み聞かせ、校内環境整備、登下校時の安全確保、学校行事の運営支援、部活動の指導、そのほか子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりの推進等があります。

※国がめざす地域学校協働本部に類似するしくみです。

連携

情報発信・共有

学校協議会

学校と地域の連携組織で、児童・生徒の健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実を目的として平成9年度に設置された、地域との情報共有の場である会議体です。

学校、PTA、町会・自治会、青少年地区委員会、民生・児童委員、青少年委員、行政関係等の方で構成されています。